消費税申告管理に関する留意事項

１．消費税申告の検討と管理にあたっての留意事項

　税理士損害賠償事故発生事例の中には、過去に提出した選択届出書の未確認あるいは選択届出事項の失念などを原因とするものが多く見られます。

　業務対策部では、毎月、消費税等の検討、管理等を行うべきであると考え、各選択届出については、その必要性が失われた時点で取り止め等の届出を提出し、関与先の選択届出状況は常にリセットされることが重要と判断しました。本項ではその考え方に基づいていることに留意してください。

　具体的には、例えば、消費税課税事業者選択届出書を提出して消費税還付を受けた場合に、基準期間の課税売上高が1,000万円以下になった場合でも課税事業者となってしまうことから、選択の必要がなくなった時点で消費税課税事業者選択不適用届出書を提出しておくことが必要と考えます。

　また、消費税簡易課税制度選択届出書を提出している関与先についても、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えた時点、あるいは免税事業者となった時点で消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出してリセットし、毎期末の検討による判定によって新たに選択届出を提出することが望ましいと考えます。

　もちろん、選択届出書を提出した場合には２年間継続適用となることに留意が必要となります。また、課税事業者選択不適用届を提出した場合においても選択期間中に高額特定資産の取得があった場合、その期間から３年間は免税事業者となれない・簡易課税での申告ができないことについても併せて留意が必要です。

２．消費税申告等の検討と管理の手順

　本項では、消費税の申告・届出等について最低限必要と思われる検討・管理の手順と文書様式を例示しています。これはあくまで当部で任意に定めた手順・文書様式であり、各位におかれましては、この手順及び様式を一つの参考とされ、各位の利便にかなうよう自由に改変されて、活用していただければ幸いです。

消費税に関する税務代理業務で最も重要なことは、関与先の消費税届出状況を的確に把握し、必要な税務処理を行うことであると考えます。

|  |
| --- |
| 手 順 １ |

①　関与先ごとに「消費税届出関係管理台帳」（シート１）を作成して、消費税各種届出書等を提出の都度記入し、関与先の消費税届出履歴状況を的確に把握しておくように心掛ける。

②　新規関与先の場合には、過去の消費税届出履歴を関与先に確認する。なお、過去の消費税届出履歴について確証を得られないときは、関与先を経由して必ず税務署に届出状況を確認する（確認の方法等については、事前に税務署に問い合わせること）。

③　この場合、現況本則課税であっても過去に簡易課税選択届出書が提出されたままになっているケース等があるので十分確認することが重要である。

|  |
| --- |
| 手 順 ２ |

①消費税の各種届出書の提出期限は大半のものが事業年度開始前となっているので、事業年度最終月（決算月）には次年度の検討を行う必要がある。

②　そこで関与先の決算月の前月末までに「月別消費税検討一覧表」（シート２）に該当する関与先を記入し、検討漏れのないようにする。

③　検討を行う必要のある関与先については、遅くとも当該関与先の事業年度末の１週間前までに検討結果を明らかにする。

④　平成２３年度改正により特定期間の課税売上及び給与等の支払額が1,000万円を超える場合は課税事業者となることに注意する。

|  |
| --- |
| 手 順 ３ |

①　検討に当たっては、まず検討対象年度の基準期間の課税売上高等を確認し、「消費税届出関係管理台帳」（シート１）により現在の届出状況等を考慮のうえ検討の有無を判断する。

②　検討の必要がある場合には、「関与先別消費税検討資料」（シート３）を使用して基準期間だけではなくその前後の年度分も確認することにより選択の確度を高めることが出来る。

③　過年度の消費税課税内容確認を遡って行う作業は、実務的には煩雑となるので毎期決算処理作業と併せて行っておくと効率的である。

|  |
| --- |
| 手 順 ４ |

①過去３年以内の高額特定資産の取得の有無についても確認を行い、検討要・不要の判断の材料とする。

②高額特定資産（自己建設高額特定資産を含む）の取得があった場合、取得があった年度の簡易課税制度の適用の有無や簡易課税制度選択届出の時期等を踏まえて課税方式の判断をする。また、上記取得があったことによる課税事業者においてその基準期間が1,000万円以下となった場合「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」を速やかに提出することとされている。

|  |
| --- |
| 手 順 ５ |

過去の損害賠償事例にもあるように関与先との意思疎通の欠如による事業計画・経営内容の誤認により損害賠償請求を受けるケースが増えております。

①　実績に基づく過年度の判定及び最終進行年度の判定（見込）を踏まえて、関与先と面談のうえ判定年度以降の事業計画等を「面談記録簿及び予測」（シート４）に記入し、消費税の見込み計算を行う。

②　面談内容を確認のため面談者より署名等を受けるよう心掛ける。

|  |
| --- |
| 手 順 ６ |

①　面談に基づく予測を「関与先別消費税検討資料」（シート３）に記入し、４期分を比較検討のうえ最終判定を決算日の１週間前までに行う。

②　判定結果を「消費税課税方式の選択について」により関与先に報告し、「消費税課税方式の選択の承諾書」を受領することが必要と思われる。

|  |
| --- |
| 手 順 ７ |

1. 最終判定に基づき、必要な届出書の提出を行う。
2. 課税事業者になる場合は適格請求書発行事業者の登録申請書の提出の有無を確認

する。また課税期間の初日から適格請求書発行事業者として課税期間の初日から登録を受けるときは登録申請書を、課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出が必要な点について留意する。

③　消費税の各種届出書は発送日ではなく到着日基準だが、郵便又は信書便により提出された届出書については、通信日付印により表示された日に提出があったものとして取扱われている。しかしながら、十分余裕をもって提出することに留意する。

|  |
| --- |
| 手 順 ８ |

①　提出した各種届出書等の収受印を確認後、管理番号を付すなどして「消費税届出関係管理台帳」（シート１）に必要事項を記入のうえ、各種届出書等は別途に綴り管理する。

|  |
| --- |
| 手 順 ９ |

①　消費税申告書控を関与先に返還の際、関与先の「消費税届出関係管理台帳」（シート１）の写しを消費税申告書と併せて関与先に渡すことも必要と思われる。

|  |
| --- |
| 手 順 １０ |

①　消費税納付書の手渡し等を円滑に行うため、納付月の前月末までに「消費税納付書等管理台帳」（シート５）を作成する。

②　必ず、税務署から送付の申告書及び納付書を確認し、管理台帳に記入する。

③　なお、確定申告時に中間納付予定額等を事前に記入しておくことを心掛ける。

参考

選択届出事項ではありませんが、仕入税額控除制度における一括比例配分方式の選択についても２年間継続適用となる。

対象となる関与先については、個別対応方式との納税額の有利不利を検討し、事務負担を加味した上で、その選択について関与先より、承諾書を受領しておくことが望ましいと考える。

また免税事業者から課税事業者及びインボイス登録事業者になった場合には２割特例の適用を失念しないように注意する。